

確 認 書

- 町内会や自治会、棟ごとの決まりに従って生活していくとともに、自治活動に対し、積極的に参加・協力しなければならないこと
(例として、団地敷地内の除雪や各種当番、共益費の負担など)

- 騒音を出す、水漏れを起こす、ゴミの不始末による異臭を放つなど、周囲の住民の迷惑になる行為は絶対にしないこと

- 入居に際し、ペットは持ち込むことができず、入居後も一切飼えないこと

- 団地敷地内や周辺においては、許可を受けた駐車区画以外への駐車はできないこと
(例として、物置間のスペース、共同玄関前通路、公道など)

- 入居のしおりを熟読し、記載内容に従い生活しなければならないこと

- 入居のしおりに記載の「27.原状回復の条件」を十分に理解し、「例外としての特約」に合意すること

【例外としての特約】

- ・退去時に市営（改良）住宅に著しい毀損や汚損があった場合、経過年数および耐用年数を考慮せず、賃借人（入居者）は修繕費を負担しなければならない
- ・退去時に賃借人（入居者）は清掃費を負担しなければならない

以上 6 つの事項について、十分な説明を受けましたので、了承したうえで砂川市公営（改良）住宅入居契約手続をいたします。

年 月 日

氏名

印